

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(給与)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>9 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 45、12 月に支給する場合においては 100 分の 50</u>（特定幹部職員にあっては<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 55、12 月に支給する場合においては 100 分の 60</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。</p>	<p>(給与)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>9 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 45</u>（特定幹部職員にあっては<u>100 分の 55</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	・組合との交渉結果を踏まえ、勤勉手当支給月数の改定を行うための改正